

○飯塚市教育・保育施設利用者負担金減免実施要綱

平成30年7月31日

飯塚市告示第206号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例(平成26年飯塚市条例第33号)第7条に規定する教育・保育施設利用者負担金の減免に関し、飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例施行規則(平成27年飯塚市規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、その基準及び手続について、必要な事項を定めるものとする。

(保育料の減免基準)

第2条 規則第39条第2項の規定による保育料の減免基準は、次に定めるところによる。

(1) 入所児童の属する世帯の居住する家屋又は家財が震災、風水害、落雷、火災又はこれに類する災害によって著しい被害を受けた場合は、減免事由が生じた日の属する月の翌月以降の保育料額に、次に掲げる損害の程度の区分に応じ、それぞれに定める率を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減免後の保育料額とする。

ア 全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき 50パーセント

イ 屋根、内壁、外壁、建具等の損傷により、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋又は家財の価格の10分の5以上の価値を減じたとき、又は床上浸水するとき 75パーセント

(2) 入所児童の世帯に属する者が疾病、失業等により、当該年の総所得金額の見込み額が前年に比べ50パーセント以上減少した場合は、当該年の推定所得から算出した税額に基づき、徴収する保育料の階層を決定する。

(減免の申請)

第3条 規則第40条に規定する減免申請書は様式第1号によるものとし、市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 災証明書

(2) 収入状況(見込)申告書(様式第2号)

(3) 給与支払証明書

(4) 雇用保険受給資格者証

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(減免の決定等)

第4条 市長は、減免の申請があったときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、申請者に減免決定(却下)通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(減免理由消滅の届出)

第5条 減免を受けている者は、減免理由が消滅したときは、減免理由消滅届(様式第4号)により速やかに市長に届け出なければならない。

(減免の取消し)

第6条 市長は、偽りその他不正な行為により減免を受けた者があるときは、当該減免を取り消し、当該取消しの日が属する月以前分までの間に減免によりその支払を免れた額を徴収することができる。

2 資力の回復その他の事情の変化により減免することが不相当と認められる者があるときは、減免に係る保育料のうち当該事情が生じた日の属する月以降分の減免を取り消すことができる。

3 前2項の規定により減免の取消しをしたときは、当該申請者に減免取消通知書(様式第5号)により通知しなければならない。

(減免の適用期間)

第7条 保育料の減免の適用期間は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1号の規定による減免 減免事由が生じた日の属する月の翌月から6月間

(2) 第2条第2号の規定による減免 減免事由が生じた日の属する月の翌月から3月間

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、減免適用の開始時期を変更し、又は減免期間(申請日の属する年度内に限る。)を延長することができる。

3 第3条の規定は、減免期間の延長の申請について準用する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成30年4月1日以後の保育料の減免について適用する。

様式第1号(第3条関係)

減免申請書

年 月 日

(宛先)飯塚市長

申請者 住所 _____
 氏名 _____ 印
 電話番号 _____

飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例施行規則第39条の規定に基づき、下記の理由により、保育料の減免を申請いたします。

記

入所児童名	入所保育所(園)	年齢	生年月日

減免理由	<ul style="list-style-type: none"> ・災害によって著しい被害を受けたため ・疾病、失業等により、所得金額が激減したため
状 況	
減免対象 納付月	年 月分から 年 月分まで
備 考	現在の保育料： 円 、階層：第 階層

(※)減免申請の理由に係る証明書を添付してください。

り災証明書、収入状況(見込)申告書、給与支払証明書、雇用保険受給資格者証

収入状況(見込)申告書

年中の収入状況(見込)を次のとおり申告するとともに、下記事項についても同意いたします。

申請者

住所

氏名

印

1 収入状況(見込)の内訳

所得(収入) の種類	収入状況(見込)		収入状況 (見込)の合計	所得算定 後の合計	備 考
	1月～ 月	月～ 月			
給与収入				/	
退職金					
雇用保険					
労災保険等					
給与所得の合計	/				
公的年金等					
公的年金以外					
事業収入					
不動産収入					
計					

◎「給与所得等の合計」の所得算定＝(給与収入＋退職金＋雇用保険＋労災保険等)－給与所得控除額

◎「公的年金等」の所得算定＝収入金額－公的年金等控除額

◎「公的年金等以外」、「事業種入」又は「不動産収入」の所得算定＝収入金額－必要経費

同意事項

※減免申請の要否判定における資産・収入の状況について、貴職が官公署、金融機関及び申請者及び申請者と生計を一にする者の債権債務の関係にある者に調査を依頼することに同意します。

※申請後(決定後)において見込所得額が増加した場合は速やかに届け出ること同意します。

※自己都合や定年等での退職の確認を行うため関係先に調査を行うことに同意します。

減免決定(却下)通知書

年 月 日

申請者 住所 _____

氏名 _____ 様

飯塚市長

飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例施行規則第39条の規定に基づき、下記のとおり、保育料の減免について決定(却下)したので通知します。

記

入所児童名	入所保育所(園)	年齢	生年月日

減免期間	年 月 日から 年 月 日まで			
保育料	児童名			
	減免前	円	円	円
	減免後	円	円	円
減 免 却 下 理 由				
備 考				

(注意)

●資力の回復その他の事情の変化により減免することが不相当と認められる場合は、当該事情が生じた日の属する月以降分の減免が取り消されますので、減免消滅事由が生じた場合は、遅滞なく減免理由消滅届を提出してください。

●この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に飯塚市長に審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から6か月以内に、飯塚市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提訴することができません。

減免理由消滅届

年 月 日

(宛先)飯塚市長

申請者 住所 _____
 氏名 _____ 印
 電話番号 _____

下記のとおり、保育料の減免理由が消滅しましたので、飯塚市教育・保育施設利用者負担金減免実施要綱第5条の規定に基づき、届け出いたします。

記

入所児童名	入所保育所(園)	年齢	生年月日

減免を必要としなくなった理由	
減免を必要としなくなった納付月	年 月分から
備 考	

減免取消通知書

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

飯塚市長

下記のとおり、保育料の減免を取消しましたので、飯塚市教育・保育施設利用者負担金減免実施要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

入所児童名	入所保育所(園)	年齢	生年月日

(注意)

減免取消理由		
減免取消納付月		
備 考		

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に飯塚市長に審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から6か月以内に、飯塚市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提訴することができません。